第４条（協定債権の権利変更）
１　協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権及び各協定債権にかかる利息損害金全額につき、その債務を免除する。
２　新たに財産が発見された場合の措置
本件協定認可確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から換価処分に要する費用及び共益費等を控除した残額を協定債権額のとおり按分して弁済する。この場合、本条第１項により協定債権者が行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で遡及して効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９２号

東京都渋谷区桜丘町14番６号
清算株式会社　株式会社アクアプラス
代表清算人　白尾　邦久
１　決定年月日　令和７年３月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、清算株式会社の残余財産から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後に、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価、回収し、各協定債権者に対し、換価、回収代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第６号

長野県佐久市北川525番地52
清算株式会社　株式会社アイデーイー
代表清算人　井出　一彦
１　決定年月日　令和７年３月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の権利変更
協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
株式会社アイデーイー（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和６年７月31日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額（以下「協定債権額」という）であることを確認する。
⑵　協定債権者に対する弁済
会社は、協定債権者井出一彦を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、別紙協定別表の「弁済額」欄記載の金員を支払う。
⑶　本協定債権者による債務免除
本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、当該弁済がなされた日に、会社に対するその余の債務を免除する。
⑷　その他の協定債権者による債務免除
協定債権者井出一彦は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者井出一彦に対して負担する一切の債務を免除する。
⑸　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を本協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、前記⑶の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）

以上

長野地方裁判所佐久支部

令和７年（ヒ）第１００１号

島根県浜田市金城町追原39番地１
清算株式会社　株式会社金城観光ホテル
代表清算人　佐々木健久
１　決定年月日　令和７年３月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、協定債権のうち元金部分の0.085307パーセントの金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

松江地方裁判所浜田支部

令和６年（ヒ）第８号

徳島県徳島市東沖洲２丁目１番地15
清算株式会社　株式会社ＩＳＴ
代表清算人　庄野　　亨
１　決定年月日　令和７年３月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
清算株式会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　解散日
清算株式会社の解散日である令和６年４月30日をいう。
⑷　本件弁済日
本協定第３、２⑴に定める弁済日をいう。
２　弁済に関する通則的事項
⑴　本協定に定める弁済額の算定の際に生じる１円未満の端数は、切り上げる。
⑵　本協定に定める弁済は、原則として、清算株式会社が、協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の３日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹（大阪弁護士会所属）の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
３　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。